

量水器新品購入、修理及び交換（単価契約）仕様書

この仕様書は、四日市市上下水道局（以下「局」という）が新品購入する水道メーター（以下「メーター」という）及び修理・交換するメーターに適用する。

1. 適用法令及び適用規格

量水器は、以下の法令、その他関連する関係法規及び適用規格等による。

（１）計量法及び特定計量器検定検査規則

（２）水道法及び水道法施行令に定める厚生労働省令「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」

（３）日本産業規格及びその引用規格

・ J I S B 8 5 7 0 - 1 （水道メーター及び温水メーター 第 1 部：一般仕様）

・ J I S B 8 5 7 0 - 2 （水道メーター及び温水メーター 第 2 部：取引又は証明用）

（４）その他関連する法令

2. 用語の定義

（１）「新品」とは、新たに製作し、納入するメーターをいう。

（２）「修理」とは、所有しているメーターの外部容器素材を再利用し、内部部品を交換して納入するメーターをいう。

（３）「交換」とは、所有している再利用不可能なメーターを材料として製作する新品のメーターをいう。

3. 量水器の仕様

（１）量水器の仕様は下記の通りとし、適用法令及び適用規格に準拠する。

口径	構造	種類	備考	定格最大流量	計量範囲
				Q 3 （m ³ /h）	Q 3/Q 1 = R
量水器（羽根車式）					
13	接線流羽根車式	乾式 直読式	ネジ込み式	2.5	100
20	接線流羽根車式	乾式 直読式	ネジ込み式	4	100
40	たて形軸流羽根車式	乾式 直読式	ネジ込み式	16	100
量水器（電磁式）					
50	電磁式（特殊改造）	直読式	フランジ 接続方式	25	400
75	電磁式（特殊改造）	直読式	フランジ 接続方式	63	400
100	電磁式（特殊改造）	直読式	フランジ 接続方式	100	400
150	電磁式（特殊改造）	直読式	フランジ 接続方式	250	400

※・局より水道メーター製品の採用承認（平成23年4月新JIS基準）を得ていること。

・量水器の鉛に係る鉛浸出基準は0.01mg/L以下を満たしたものとする。

（2）材質及び塗装色・表面处理

- ① 通常の使用に十分耐えられる強度及び耐久性を有し、1.（2）に定める浸出基準に適合する材料を使用する。
- ② 各量水器本体及び接続短管等は、環境に配慮し無塗装とする。ただし、酸化防止の処理をする。

4. 予定数量

別表のとおり

5. 納入期限

納入期限は、発注後60日以内とする。

6. 納入立会い

メーターの納入には、供給者が立会い、担当職員の指示に従い、納入メーターの器差成績表もしくは検査合格証明書を提出し、メーター個数の確認を受けるものとする。

7. 引取場所及び引取日

本市所有の修理用及び交換用のメーターの引取場所及び引取日は、納入指示書によるものとする。

8. その他

- （1）別表中の予定数量は、本公告時点でのものであり、発注数量を保証するものではない。
- （2）契約締結においては、量水器1個あたりの単価で契約するものとし、見積金額に記載された金額（税抜）を契約単価とする。
- （3）新品、修理、交換の各メーターの初回の納期は6月を予定している。また、新品については、一括発注・納入であるが、修理、交換については、取替えて返納されたメーターの状況により、10回程度に分けて発注・納入の予定である。
- （4）交換に出す各小中口径メーターは、砲金製（材料記号：CAC406）になる。したがって、鉛を含む素材になる。
- （5）納品する量水器には、市章及び、番号を刻印すること。
- （6）上記（5）により付する番号については、修理品、交換品等にかかわらず、量水器の種類ごとに連番とする。詳細は、局より指示する。
- （7）この仕様書に定めのない事項及び本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、当局と納入者が協議により定める。

(8) 暴力団等不当介入に関する事項

(i) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成 20 年四日市市告示第 28 号）第 3 条又は第 4 条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(ii) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

ア 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

イ 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

ウ ア、イの義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

(9) 障害者差別解消に関する事項

ア 対応要領に沿った対応

(ア) この契約による事務・事業の実施（以下「本業務」という。）を受注したもの（以下「受注者」という。）は、本業務を履行するに当たり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）に定めるもののほか、障害を理由とする差別の解消の推進に関する四日市市職員対応要領（平成 29 年 2 月 28 日策定。以下「対応要領」という。）に準じて、「障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去のための合理的な配慮の提供」等、障害者に対する適切な対応を行うものとする。

(イ) (ア)に規定する適切な対応を行うに当たっては、対応要領に示されている障害種別の特性について十分に留意するものとする。

イ 対応指針に沿った対応

上記アに定めるもののほか、受注者は、本業務を履行するに当たり、本業務に係る対応指針（法第 11 条の規定により主務大臣が定める指針をいう。）に則り、障害者に対して適切な対応を行うよう努めなければならない。

令和 7 年度 水道メータ購入・修理等予定

1. 期 間 契約の日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

2. 予定数量

別 表

区 分		口径 (mm)	構 造	種 類	予定数量(個)
新品購入	①	20	接線流羽根車式	乾式直読式	1, 3 6 5
	④	50	電磁式（特殊改造） （フランジ接続）	直読式	4
小中口径	⑤	13	接線流羽根車式	乾式直読式	9 4 0
修 理	⑥	20	接線流羽根車式	乾式直読式	1 2, 5 9 0
	⑧	40	たて形軸流羽根車式 （ウォルトマン）	乾式直読式	1 2 0
小中口径	⑨	13	接線流羽根車式	乾式直読式	2, 3 2 0
交 換	⑩	20	接線流羽根車式	乾式直読式	3, 1 8 0
	⑪	20	接線流羽根車式 （13耗を20耗に交換）	乾式直読式	3 0 0
大口徑 交 換	⑫	50	電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式 （フランジ接続）に交換	直読式	4 2
	⑬	75	電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式 （フランジ接続）に交換	直読式	4
	⑯	100	電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式 （フランジ接続）に交換	直読式	3
	⑳	150	電磁式（特殊改造） 電磁式を電磁式 （フランジ接続）に交換	直読式	2

3. その他

- （1）上下水道局より水道メータ製品の採用承認（H 2 3 年 4 月新 J I S 基準）を得ていること。
- （2）水道メータの鉛に係る鉛浸出基準は 0. 0 1 m g / L 以下を満たしたもの。
- （3）納期は発注後 6 0 日以内とする。